

北広島町公共施設等 総合管理計画

平成 28 年 3 月 北広島町

目 次

第 1 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的・・・ 1

- (1) 背景と目的
- (2) 計画の位置付け
- (3) 計画の対象範囲
- (4) 計画期間

第 2 公共施設の現状と課題・・・・・・・・・・・・ 2

- (1) 分類別延べ床面積
- (2) インフラ資産関係
- (3) 年度別にみる公共施設の整備状況
- (4) 経過年数別延べ床面積
- (5) 公共施設の耐震化の状況
- (6) 投資的経費の推移等
- (7) 年齢 3 区分別人口推計及び公共施設延べ床面積と人口の推移
- (8) 公共施設の将来の更新費用の推計
- (9) インフラ資産の将来の更新費用の推計

第 3 今後の公共施設のあり方に関する基本的な方針・・・ 1 2

1. 公共施設の施設総量の適正化

- (1) 公共施設の適正配置
- (2) 資産の有効活用

- (3) 施設の廃止、譲渡等
- (4) 施設の耐震化
- (5) 他団体との施設の相互利用及び共同設置

2. 公共施設等の適切な維持保全

- (1) 長寿命化
- (2) 機能強化
- (3) 省エネルギー化
- (4) 民間活力の活用

第4 施設分類ごとの方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第5 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

1. 取組について

- (1) 保全情報システムの構築
- (2) 北広島町ファシリティマネジメント連絡会議の設置
- (3) 公共施設等個別施設計画の策定
- (4) 公共施設維持保全計画の策定
- (5) 公共施設等マネジメントの職員研修
- (6) フォローアップの実施方針

2. 計画の進め方について

<資料編>・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第 1 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

(1) 背景と目的

全国的に公共施設の多くは高度経済成長とともに集中的に整備され、近い将来、これらを一齐に更新する次期を迎えることとなります。本町においても例外ではなく、多様な行政需要に対応するため、旧町時代から多くの公共施設を整備してきました。

少子高齢化社会の進展や急速な人口減少を迎える中、公共施設等は、整備後の経過年数から今後、急速に老朽化することが予測され、現状の公共施設を更新・維持していくためには年間約 13 億円、インフラ資産を含めると年間約 42 億円もの費用が必要と見込まれます。今後、普通交付税の合併特例加算分の段階的な廃止が始まるなど、厳しい財政状況が見込まれる中で、必要性の高い公共施設についても維持できなくなることが懸念されます。このため、本計画ではまず、本町の公共施設等の実態を把握し、その実態を公表することで、町民と行政が課題を共有し、長期的な視点に立ち、公共施設の更新、統廃合、長寿命化などの方策を計画的に進めていきます。

また、全庁を挙げて財政負担の軽減、平準化及び最適な公共施設の配置を実現するため、本計画を北広島町が所有する公共施設等の管理の基本方針として定めます。

(2) 計画の位置付け

国においては、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として平成 25 年 11 月にインフラ長寿命化基本計画が策定されました。

これを受けて、平成 26 年 4 月の総務大臣通知において地方公共団体に対し、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）を策定するよう要請がありました。

以上の国の動向を踏まえ、総務省の要請における公共施設等総合管理計画として、本計画を位置付けています。

(3) 計画の対象範囲

本計画は公共施設、インフラ資産を含むすべての公有財産を対象とし、公共施設等の維持管理に係る北広島町の指針とします。

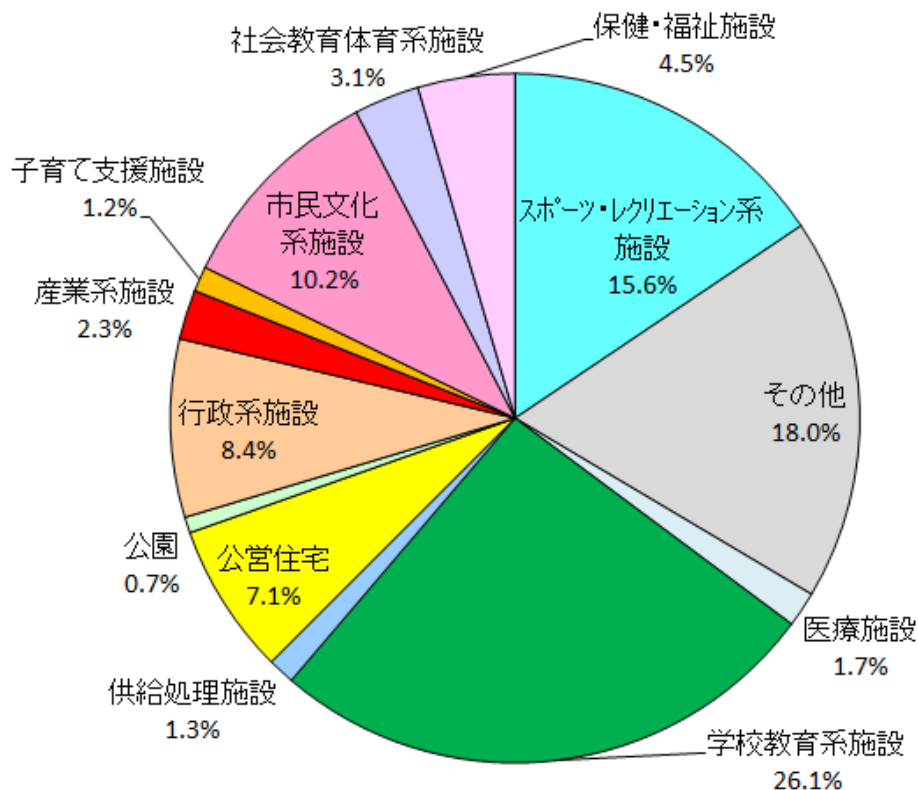
(4) 計画期間

平成 28 年度から平成 52 年度までの 25 年間とします。なお、本計画は随時見直しを行います。

第2 公共施設の現状と課題

(1) 分類別延べ床面積

大分類	中分類	例示	施設数	延床面積(m ²)		
				行政財産	普通財産	計
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館・サッカー場・野球場	34	21,245		
	レクリエーション施設・観光施設	交流施設・キャンプ場	19	2,558	646	
	保養施設	宿泊研修施設・温泉施設	15	8,408		32,857
その他	その他	町有住宅等	99	16,177	21,724	37,901
医療施設	医療施設	診療所	2	3,495		3,495
学校教育系施設	その他教育施設	給食施設・教員住宅・寄宿舎	24	3,999	403	
	学校	小学校・中学校	78	45,678	4,898	54,978
供給処理施設	供給処理施設	し尿処理場	5	2,652		2,652
公営住宅	公営住宅		49	15,002		15,002
公園	公園	便所・倉庫・東屋	22	1,131	438	1,569
行政系施設	その他行政系施設	倉庫・事務所	5	1,209		
	消防施設	消防署施設・消防団施設	52	3,212		
	庁舎等	庁舎・局舎	13	13,206		17,627
産業系施設	産業系施設	共同作業所・産直販売施設	23	1,144	3,759	4,903
子育て支援施設	幼児・児童施設	児童館・子育て支援センター	3	607		
	幼保・こども園	保育所	8	1,882		2,489
市民文化系施設	集会施設	公民館・コミュニティセンター	59	20,050	280	
	文化施設	ホール	1	1,132		21,462
社会教育体育系施設	図書館	図書館	2	1,313		
	博物館等	博物館・郷土資料館	27	5,162		6,475
保健・福祉施設	その他社会保険施設	福祉センター	2	821		
	高齢者福祉施設	小規模老人ホーム	8	3,824		
	児童福祉施設	旧幼稚園	1		598	
	障害者福祉施設	授産施設	1	398		
	保健施設	保健センター	4	3,960		9,601
			556	178,265	32,746	211,011
				84.5%	15.5%	



■ 分析と課題

本町は556施設、総延べ床面積は211,011㎡（行政財産⇒178,265㎡・普通財産⇒32,746㎡）の公共施設を所有しており、分類別の内訳は、学校教育系施設が全体の26.1%を占め、続いて若者定住促進住宅・町有千代田住宅等のその他施設が18.0%、千代田運動公園等のスポーツ・レクリエーション系施設が、15.6%を占めています。

町民一人当りの公共施設延べ床面積は、10.7㎡で全国の10～30千人未満の団体平均5.24㎡に比べて約2倍の床面積を所有しています。これは北広島町が町としては中国地方一の面積（646.24k㎡）をもつ団体であることも、一つの要因です。

今後、これらの公共施設（建物）を維持することが、大きな課題です。

備考：全国の一人当りの公共施設延べ床面積は、総務省が平成24年3月に公表した「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」によります。

町民一人当りの公共施設延べ床面積も、この方法により算出。

（２）インフラ資産関係

本町の広大な面積をカバーしていくため、町道は総延長859,988m（実延長は838,454m）・路線数1,402路線・橋りょう数681本を保有しています。

上水道の管渠延長は簡易水道を含め、導水管5,226m・送水管23,164m・配水管283,747m、合計312,137mを保有しており、下水道の管渠延長については農業集落排水分を含め、合計255,541mを保有しています。

法定耐用年数は、道路舗装が10年、橋りょう60年、上水道の管渠40年、下水道の管渠50年とされており、これら膨大な資産の更新を限られた財源の中で対応していくためには、計画的な予防保全による長寿命化など、適切な維持管理を図る必要があります。

■ 課題

・インフラ資産の定義

⇒本町においては、更新費用の試算方法が示されており、既存の統計資料等から試算できることから、道路・橋りょう・上下水道管渠をインフラ資産としました。

※公園施設はインフラ資産としている団体もあります。

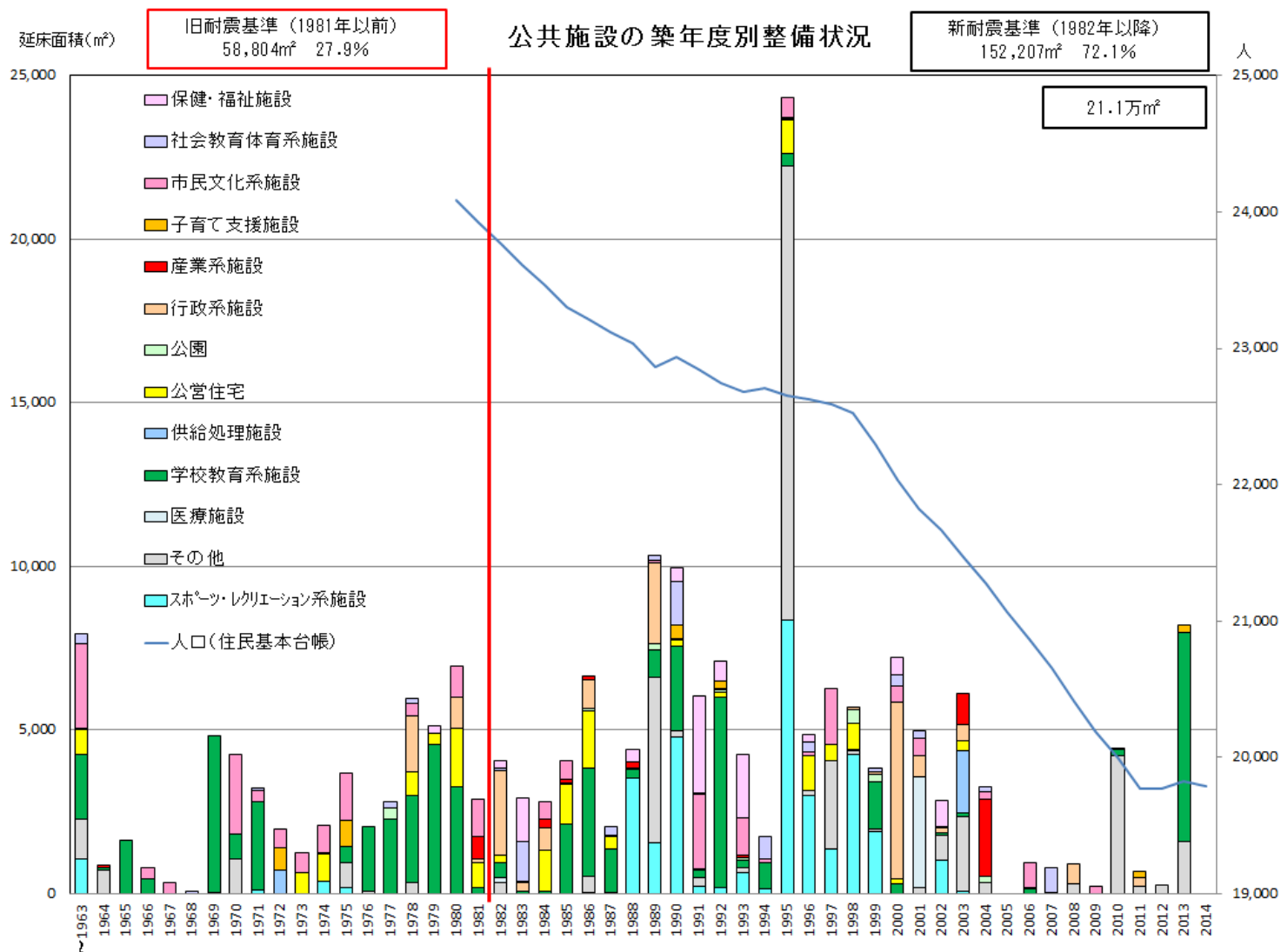
本町においては、公共施設として整理。

また、河川・農道・林道等に係る更新費用を独自の方法により試算している団体もあります。

・計画的な予防保全による長寿命化など適切な維持管理計画の考え方。

橋りょうは長寿命化計画あり。その他施設は特にない状況。

(3) 年度別にみる公共施設の整備状況



本町の年度別の公共施設の整備状況を見ると、1980年代までは学校教育系施設、その他（集会所）・公営住宅の整備が主なものとなっています。

合併前の1981年～2004年の間は、運動公園施設を中心としたスポーツ・レクリエーション系施設の整備、その他庁舎等の行政系施設・学校教育系施設が主なものとなっています。（備考：購入事業である千代田町有住宅（旧雇用促進住宅）については、1995年建築として整理。）

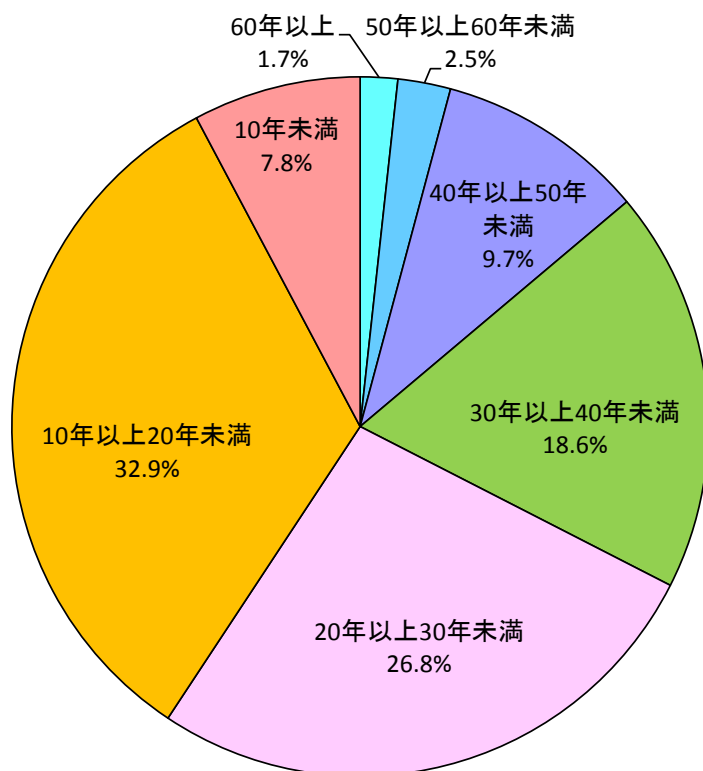
合併直後の2005年以降においては、公共施設の整備は少ない状況でしたが、2010年以降は若者定住住宅の建築・学校統合に係る学校建築などの整備が主なものとなっています。

1980年代約24,000人であった旧4町の合計人口は、現在20,000人を切っている状況です。こうした中、1980年代までに整備した学校教育系施設・集会所・公営住宅の老朽化への対応、又、1981年～2000年までに整備した、運動公園施設を中心としたスポーツ・レクリエーション系施設の更新・老朽化対策が、今後の大きな課題です。

(4) 経過年数別延べ床面積

経過年数	施設数	延べ床面積	構成比	構成比 累計
60年以上	3	3,663	1.7%	1.7%
50年以上60年未満	25	5,170	2.5%	4.2%
40年以上50年未満	51	20,473	9.7%	13.9%
30年以上40年未満	105	39,280	18.6%	32.5%
20年以上30年未満	168	56,556	26.8%	59.3%
10年以上20年未満	165	69,432	32.9%	92.2%
10年未満	39	16,437	7.8%	100.0%
合計	556	211,011	100.0%	

※平成26年度末現在



■分析と課題

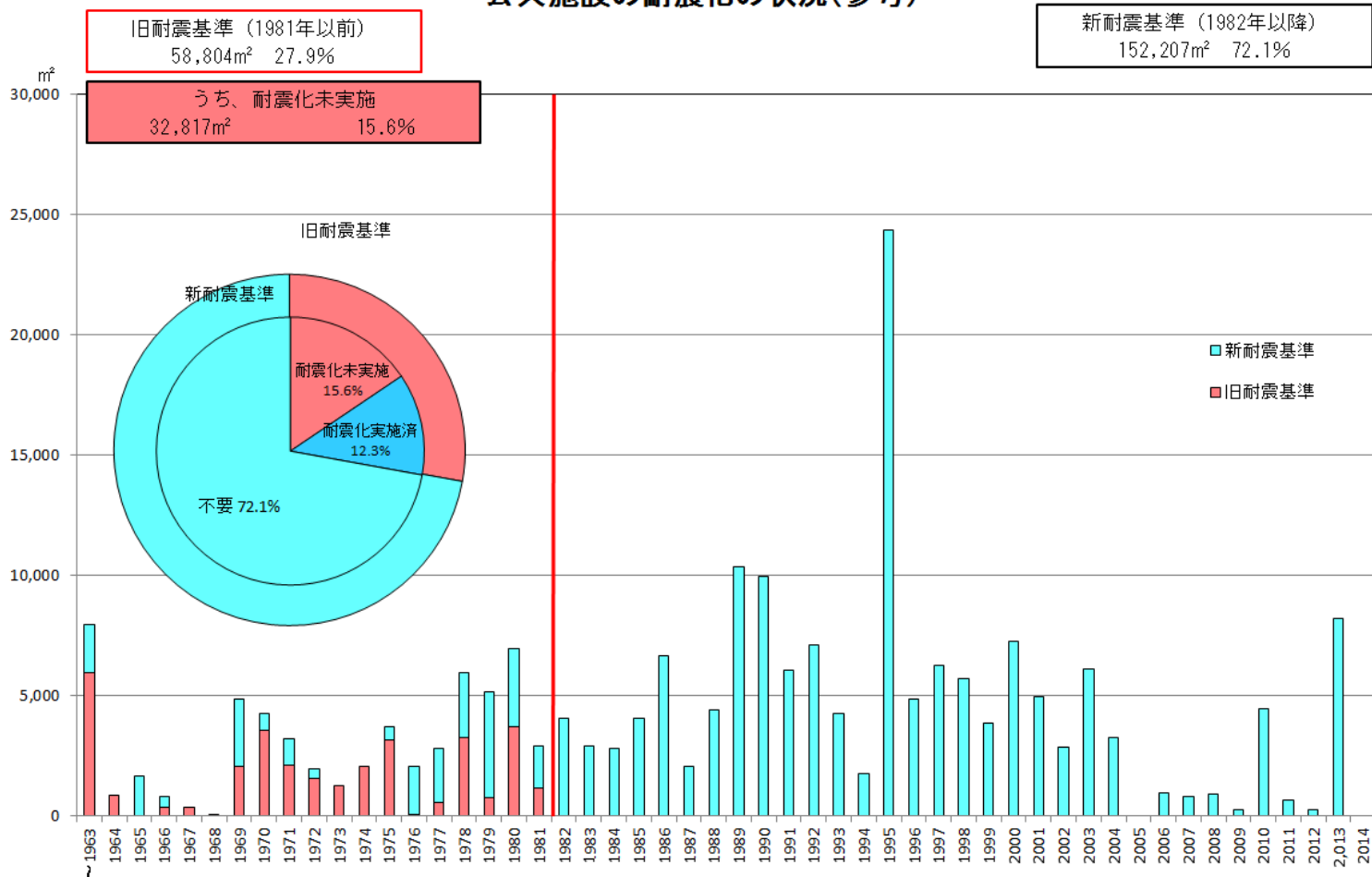
公共施設の経過年数では、平成26年度を起点とした場合、築50年以上（昭和39年度以前）のものは全体の4.2%ですが、築30年を超える（昭和59年度以前）ものは、全体の32.5%を占める状況です。学校教育系施設・公営住宅・基幹集会所などが主なものです。

さらにあと10年経過すれば、築30年を経過するものが6割を占める状況となります。

建築後30年で大規模改修、築60年で建替えを行うと仮定した場合、公共施設の更新については、施設のあり方も含めて検討を行い、計画的な対応が必要です。

(5) 公共施設の耐震化の状況

公共施設の耐震化の状況(参考)



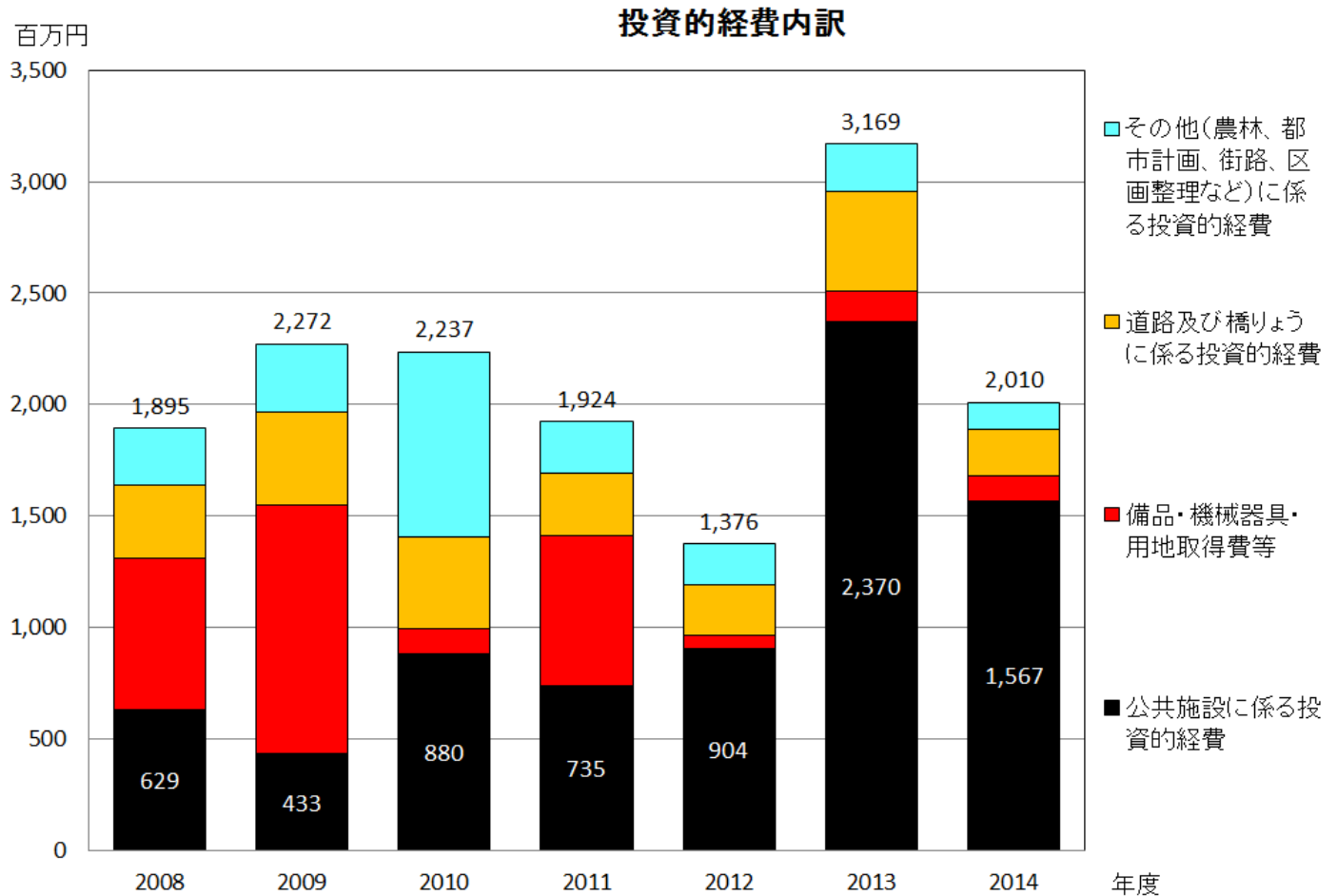
■ 分析と課題

本町における公共施設の耐震化の状況は、1982年以降建築の新耐震基準のものが72.1%（床面積・152,207 m²）、1981年以前の旧耐震基準のものが27.9%（床面積・58,804 m²）、うち耐震化未実施のものは、15.6%（床面積・32,817 m²）となっています。

耐震化未実施の主なものは、多目的集会所・生活改善センターなどの基幹集会所などが約32%、公営住宅が約18%、屋内体育館などの学校教育系施設が約13%の状況です。

今後、耐震化未実施のものについて、施設の今後のあり方を含めて検討していく必要があります。

（６）投資的経費の推移等



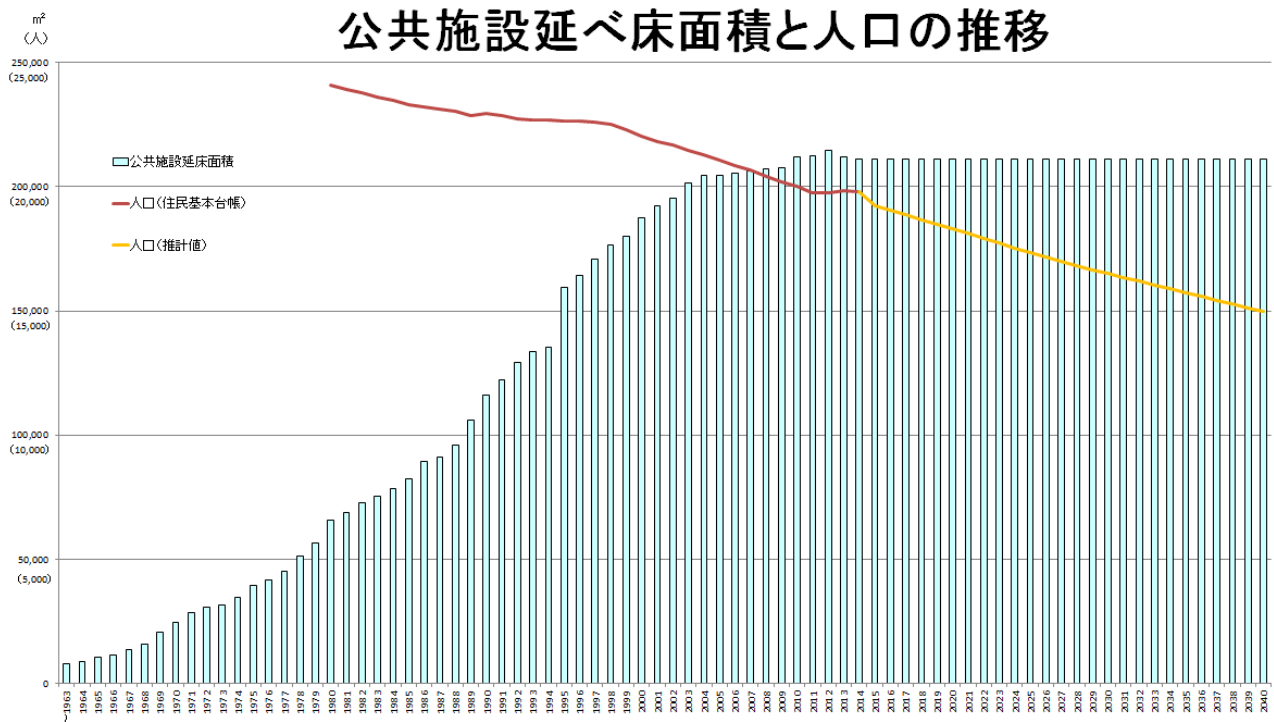
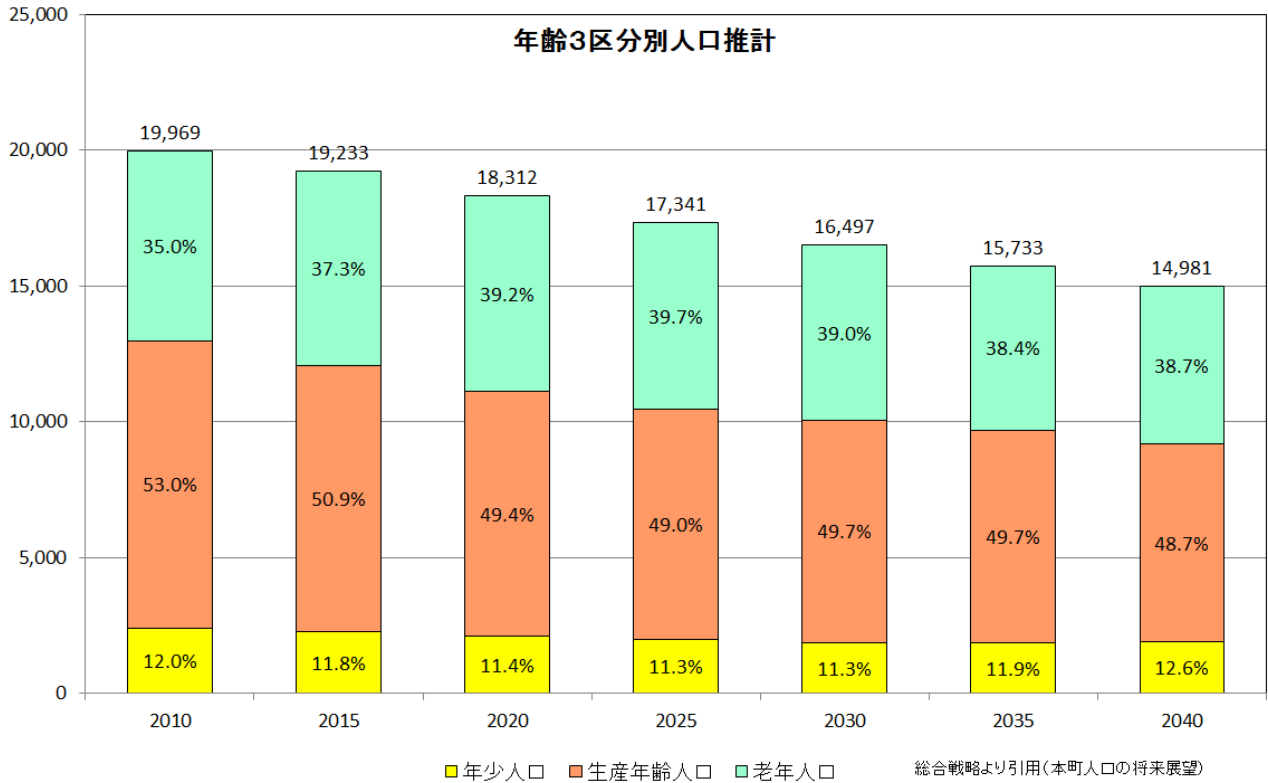
■ 分析と課題

本町の投資的経費（道路整備などのインフラ資産を含む）の過去 6 年間の状況は、約 32 億円～約 14 億円の間で推移しています。

このうち公共施設は約 24 億円～約 4 億円で推移しており、年平均では約 10 億円の状況です。2013 年度（平成 25 年度）が特に大きく伸びているのは、学校統合に係る小学校整備事業が主な要因です。今後とも平成 25 年度と同様な公共施設整備への多額な投資、又、これまでと同様の考え方で更新を行うことは、多額の財源確保が必要となり、今後の厳しい財政状況からは困難な状況です。

特に、2015 年度（平成 27 年度）より普通交付税の合併算定替えが段階的に廃止されることや、今後、人口減少を要因とする国税・地方税の減収が見込まれる中で、少子高齢化による扶助費の増加や、これまでに整備してきた公共施設の維持管理費も増加が見込まれることから、公共施設の更新・老朽化対策への対応が大きな課題となってきます。

(7) 年齢3区分別人口推計及び公共施設延べ床面積と人口の推計

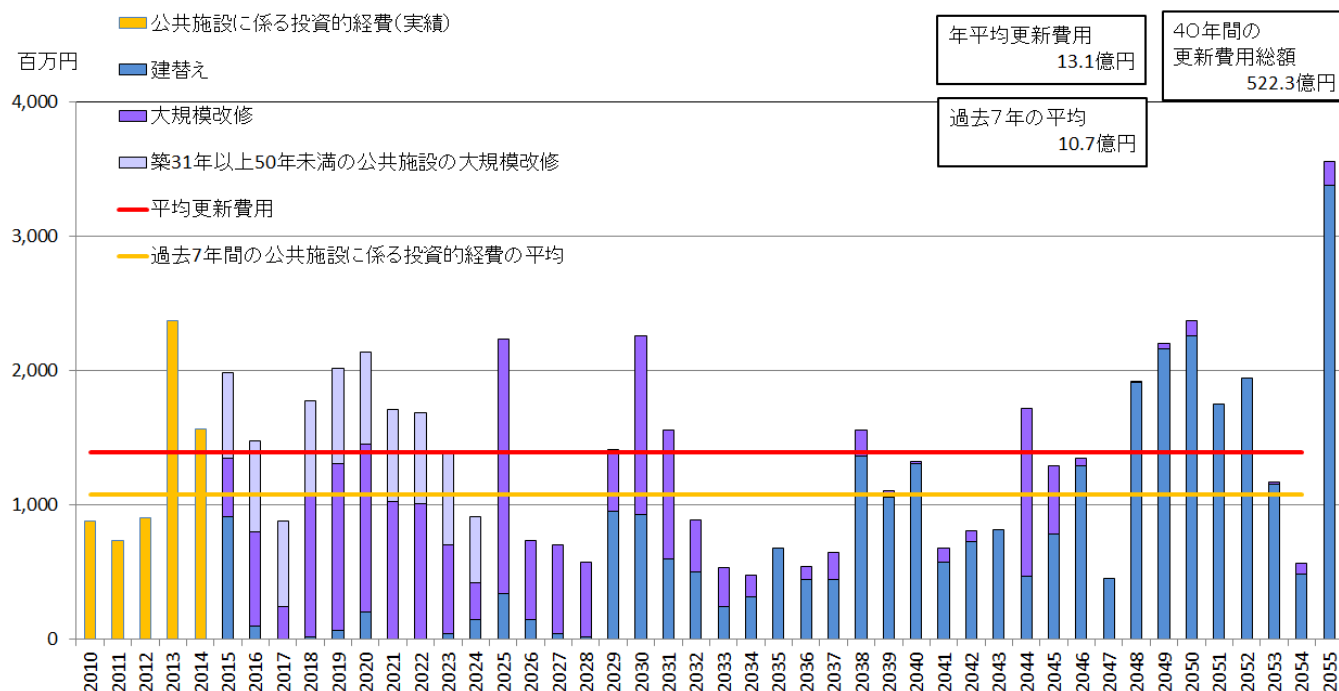


■ 分析と課題

合併時の本町の人口は 20,000 人以上でしたが、北広島町人口ビジョンの将来展望によると平成 32 年(2020 年)には 18,312 人、平成 42 年(2030 年)には 16,497 人、平成 52 年(2040 年)には 14,981 人へ減少することが予測されます。こうした中で、現在の規模の公共施設を維持管理することは、町民一人当たりの負担も多額となることから、長期的視点に立ち公共施設のあり方を検討していく必要があります。

(8) 公共施設の将来の更新費用の推計

公共施設の将来の更新費用の推計



■ 分析と課題

本町の公共施設の将来更新費用を、建築後 60 年で建替・30 年で大規模改修を行うと仮定し試算しました。

その結果、今後 40 年間に必要とされる公共施設の更新費用は、総額で 522.3 億円、年平均約 13 億円と見込まれます。これは、過去 7 年間の公共施設への投資的経費の平均約 10 億円を上回る費用となります。

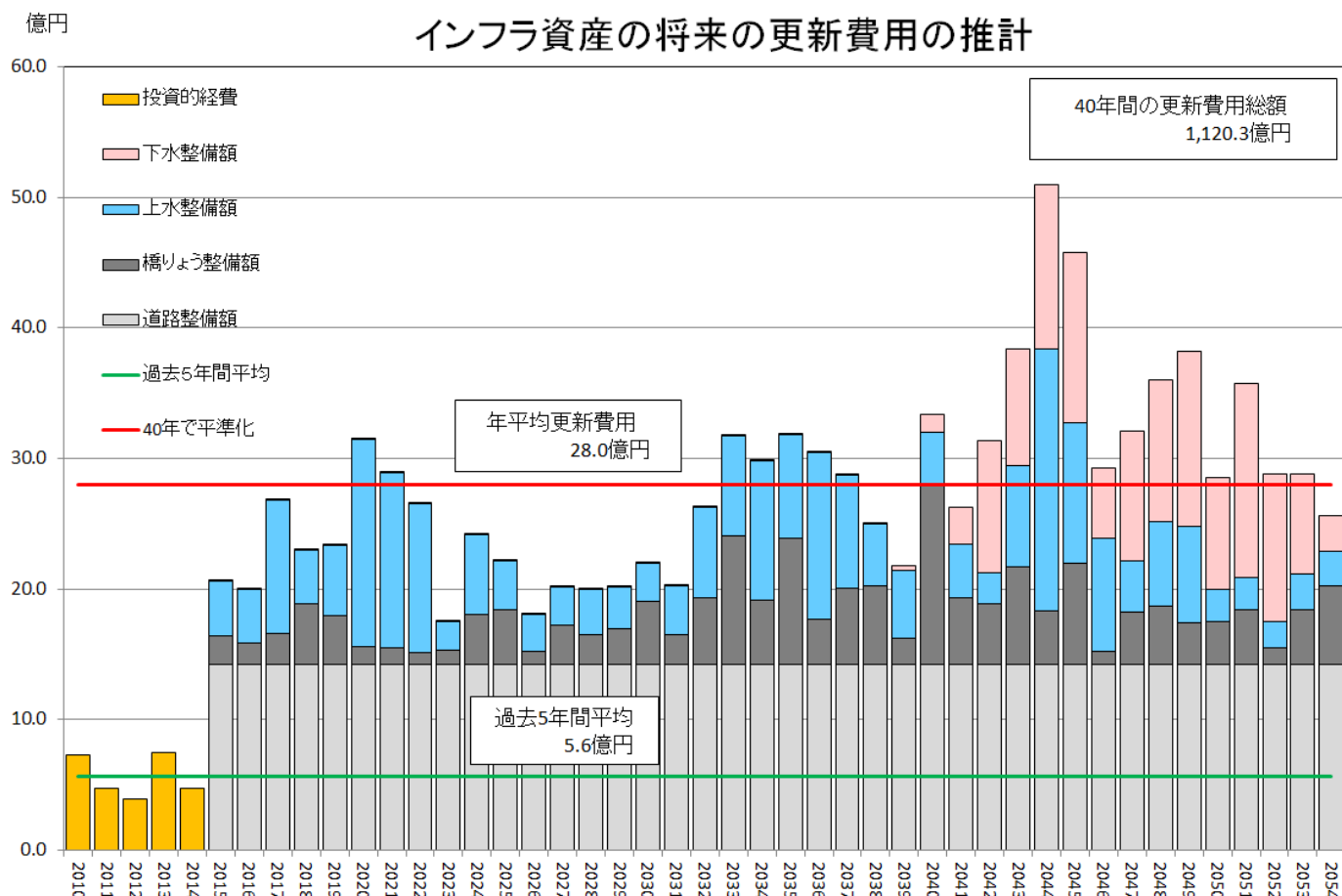
傾向としては、今後 15 年間においては大規模改修が多く、その後に建替えが多くなることが見込まれます。

特徴としては、1980 年代までに整備した学校教育系施設・集会所・公営住宅が築 30 年以上経過してくることにより、今後 15 年間に大規模改修が必要となります。その後運動公園施設を中心としたスポーツ・レクリエーション系施設や庁舎等の行政系施設の大規模改修が必要となり、2030 年以降は各施設の建替えが必要と想定されます。

今後の厳しい財政状況を踏まえると、今ある公共施設をすべて所有・更新していくことは不可能であることから、長期的な視点に立ち総合的に施設のあり方について検討を行い、費用の縮減を図っていく必要があります。

※備考：建替えに要する費用は公会計固定資産台帳の取得価格等より算出、大規模改修に要する費用は「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書」の試算方式を参考に算出しております。

(9) インフラ資産の将来の更新費用の推計



■ 分析と課題

次の試算条件により、本町が所有するインフラ資産を一般財団法人地域総合整備財団が開発した「公共施設更新費用試算ソフト」を用いて試算したところ、今後40年間のインフラ資産の更新費用は総額で1,120.3億円、年平均約28.0億円必要と見込まれます。

これは過去5年間のインフラ資産に対する投資的経費の年平均約5.6億円に対し5倍以上の額であり、今の予算規模を仮に維持できたとしても、毎年約22.4億円が不足するものです。

このため、インフラ資産についても長寿命化などの個別施設計画により、計画的な予防保全や更新を検討していく必要があります。

※試算条件

道路（町道）

現在の道路部の総面積を、舗装部分の一般的な供用寿命を考慮した年数（15年）で除したものを1年間の更新量と仮定し、1㎡当たりの更新単価（4,700円、自転車歩行者道路は2,700円）を乗じて算出しました。

橋りょう（町道）

整備後60年で更新を行うと仮定し、面積に1㎡当たりの更新単価を乗じて算出しております。

上水道（水道事業会計及び簡易水道事業特別会計）

管渠を整備後、耐用年数の 40 年で更新するものと仮定し、管種別管径別の延長に、次の 1 m 当り更新単価を乗じて算出しました。

【1 m 当り更新単価】

管種	管径	更新単価
導水管及び送水管	300mm 未満	100 千円／m
	300mm～500mm	114 千円／m
	（省略）	—
配水管	150mm 以下	97 千円／m
	200mm 以下	100 千円／m
	250mm 以下	103 千円／m
	300mm 以下	106 千円／m
	（省略）	—

下水道（下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計）

管渠を整備後、耐用年数の 50 年で更新するものと仮定し、管種別の延長に 1 m 当りの更新単価（塩ビ管等 124 千円）を乗じて算出しております。

なお、上下水道処理施設については、インフラ資産の更新費用として推計しておりません。また、会計上、建物として経理していないため、公共施設の更新費用としても推計しておりません。これらに係る更新費用については別途考慮する必要があります。

第3 今後の公共施設のあり方に関する基本的な方針

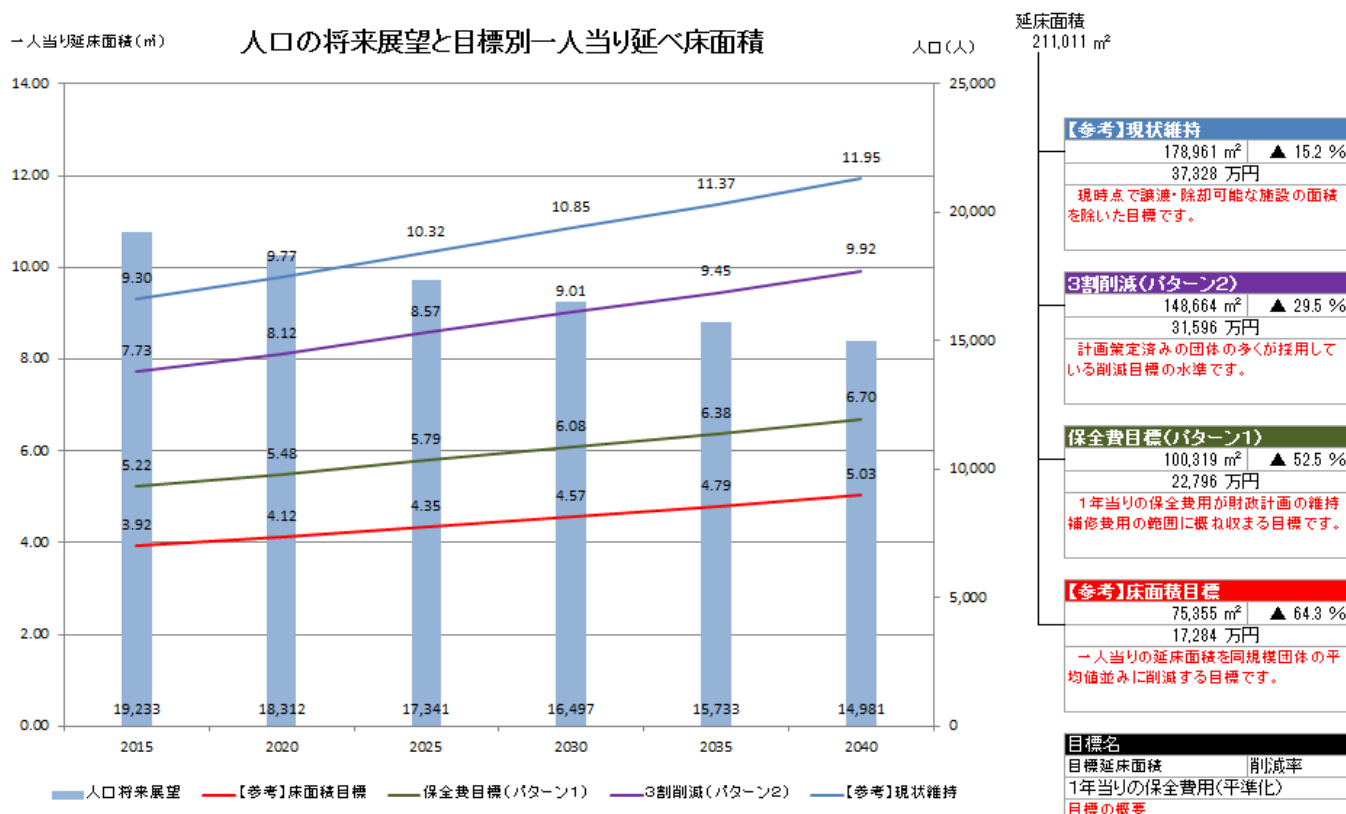
1. 公共施設の施設総量の適正化

本町は、市町村合併により、大小 500 を超える公共施設を所有することになりました。これらの中には類似の施設が近隣に配置されている状況を生み出しているものもあります。また、耐震化未実施のものや老朽化の著しいものもあり、今後の厳しい財政状況・人口減少が予測される中で、今後ともこの量を所有していくことは、財政経営的な見地から不可能と言えます。

したがって、公共施設の総量の適正化が必要です。このため、耐震化未実施のものや老朽化の著しいものは機能を近隣の施設へ移転させ、集約化、複合化や多機能化を図ることにより、総延べ床面積を削減していきます。

財政計画における公共施設の老朽化対策に充当できる財源を考慮すると、現在の公共施設の延べ床面積 211,011 m² を約 50% 削減し、100,319 m² 程度に削減しなければ、公共施設に係る維持補修の費用も賄えません。これを一人当たり延べ床面積にすると、5.22 m² となり、同規模他団体との比較においても近似の数値となり、将来の人口減少を考慮すると、5.48~6.70 m² になることが見込まれます。このため、財政計画における投資的経費の見直しを行うとともに、2040 年度（平成 52 年度）までに公共施設の総延べ床面積の 30% を削減します。

この目標を達成するためには、職員一人ひとりの意識改革や努力もそうですが、各地域の町民皆さまのご理解、ご協力が何よりも必要となります。



(1) 公共施設の適正配置

公共施設の建築（改築・改修を含む）を計画する場合は、既存施設への併

設や統廃合、複合化、多機能化を基本とし、維持管理が容易な構造を採用するなど、施設運営時の維持管理費の縮減を図ります。

また、社会情勢の変化に伴う必要性について、まちづくりの視点で検討し、災害対策や町民のニーズを考慮した公共施設の再配置を行います。

（２）資産の有効活用

利用率の低い公共施設は用途変更や、余剰スペースへ他の公共施設から機能移転を行うなど、今ある公共施設の有効活用を図ります。

（３）施設の廃止、譲渡等

利用者が特定の地区住民や特定団体などに固定している公共施設については、関係団体等への移転、譲渡等を検討します。

民間事業者によるサービス提供が定着しており、民間事業者による施設の所有がより効果的な活用が見込まれる公共施設については、当該事業者への移転、譲渡も含めた、あり方を検討します。

利用率の低い公共施設については、その機能を移転したうえで除却又は売却、貸付などを検討します。

（４）施設の耐震化

「北広島町地域防災計画（震災対策編）」において、公共施設の耐震化については、建築時期が古く耐震性に問題があると想定されるもの等から順次、耐震改修や建替え等を推進することとされています。

このことから、公共施設の耐震化は計画的に推進しますが、耐震補強工事には多額の費用を要すること、また、耐震化未実施の公共施設は築後 30 年以上を経過していることもあり、耐震化の投資効果が短期間となることから、耐震性のある既存施設への機能移転や改築による耐震化を推進し、今ある耐震化未実施の公共施設に対する耐震補強工事は、利用状況や使用可能年数及び費用対効果を検討し、慎重に進めていきます。

（５）他団体との施設の相互利用及び共同設置

公共施設の更新に当っては効率的な運営の観点から、サービス提供のための施設等を全て自らが整備、運営することを前提とせず、国、県の施設の相互利用や近隣市町との共同設置も検討します。

２．公共施設等の適切な維持保全

公共施設の効率的かつ適正な維持管理、保全を行うために、本計画に基づく分類別の個別施設計画を策定します。

この個別施設計画において、町が将来にわたり所有する施設については、計画的に長寿命化、機能強化、省エネルギー化などを進め、維持管理にかかる財政負担の平準化や軽減を図るとともに、社会環境や役割の変化に応じた、誰もが安心して利用できる公共施設づくりを目指します。

なお、すでに同種・類似の計画を策定している場合は、当分の間、その計画を個別施設計画に代わるものとし、できるだけ早期に本計画の主旨を踏まえた計画に見直しを行います。

(1) 長寿命化

これまで公共施設の保全は、破損・故障が生じた場合の対症的な「事後保全」が大半でした。しかし、適切な維持管理の時期を先延ばしすることで、劣化が進行し施設本来の寿命を短縮する結果となる場合もあります。

そこで、今後は破損、故障が発生する前に計画的に維持を行う「予防保全」に転換し、施設の延命化、保全費用の削減により予算の平準化を図っていきます。

また、更新や改修に対する判断が所管課ごとに行われているため、優先すべき施設の修繕・工事が後回しにされることや、耐用年数がまだ残るものの更新が予算化されていることが見受けられます。施設ごとに「施設管理者」、「施設管理担当者」を定め、管理体制を明確にした上で、簡易な施設点検マニュアルを作成し、定期点検を徹底した上で、簡易診断の結果、必要に応じて専門家による臨場診断を実施するなど、限られた財源・人材でできることを行っていきます。また、点検履歴や診断履歴・修繕履歴等を一元的に管理・共有するシステムを構築し、施設の状態の正確な把握に努めていくほか、メンテナンスに活用していきます。

施設更新については、既存の施設を「賢く使う」ことを前提に、代替施設を検討した上で、更新を計画していきます。計画立案に際しては品質、機能、立地に基づく評価を実施し、全庁的な視点で必要規模を精査したうえで更新を行っていきます。

(2) 機能強化

利用者の安全性の確保と利便性の向上を図るため、不特定多数の人が利用する施設については、更新時にユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設の整備を進めます。

(3) 省エネルギー化

ア エネルギー消費量の多い空調設備や照明設備等について、計画的に改善するなど省エネルギー化を推進します。

イ 維持管理費が高い施設は、原因を分析し経費の削減を図ります。

ウ ESCO 事業の活用を検討するなど経費の削減を図ります。

(4) 民間活力の活用

PPP/PFI など、国が勧める施策については、本町における有効性を検討の上、機能の維持・向上や、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に繋がるものであれば活用を図ります。

第4 施設分類ごとの方針

1. 公共施設

(1) スポーツ・レクリエーション系施設

施設分類	方針
スポーツ施設	適切に維持管理し、長寿命化を図りますが、小規模なものについては利用状況等を考慮し地元へ移譲を進めていきます。なお、プールについては旧町地域ごとに集約していきます。
レクリエーション施設・観光施設	適切に維持管理し、長寿命化を図りますが、利用実態が無いものもあり、目的や必要性を精査し、除却・転用を図ります。
保養施設	適切に維持管理し、長寿命化を図ります。

(2) 医療施設

施設分類	方針
医療施設	適切に維持管理し、長寿命化を図りますが、今後の人口推移を考慮しながら、目的や必要性、規模について整理していきます。

(3) 学校教育系施設

施設分類	方針
学校	教育環境の充実を視点に、「きたひろしま・夢・まなびプラン」に基づき統廃合を図ります。耐震化を完了させた上で、適切に維持管理し、長寿命化を図ります。なお、学校プールについてもスポーツ施設のプール同様、集約を図っていきます。余剰となる施設については、地元協議により利活用を図りますが、活用策を見いだせないものは除却を進めていきます。
その他教育施設	給食施設については、適切に維持管理し、長寿命化を図りますが、児童生徒数の推移や地理的条件、職員数等を勘案し、共同調理場化や業務委託の推進を検討します。なお、学校統廃合に伴い余剰となっている施設については、地元協議により利活用を図りますが、活用策を見いだせないものは除却を進めていきます。

(4) 供給処理施設

施設分類	方針
供給処理施設	緑清苑については、耐震性が無いため更新する必要があります。今後の人口推移を考慮しながら、必要な性能、規模について検討していきます。

(5) 公営住宅

施設分類	方針
公営住宅	「北広島町公営住宅長寿命化計画」に基づき計画的な維持管理を行っていきます。

(6) 公園

施設分類	方針
公園	引き続きその機能を維持するものですが、利用状況により和式便器については洋式化を検討していきます。

(7) 行政系施設

施設分類	方針
庁舎等	適切に維持管理し長寿命化を図りますが、機能を集約化できるものは集約し、余剰スペースに他の施設の機能移転を行うなど、有効活用を図っていきます。
消防施設	適切に維持管理し、長寿命化を図りますが、消防本部本署については、耐震性の有無を確認のうえ、更新する必要があります。今後の人口推移を考慮しながら、必要な性能、規模について検討していきます。
その他行政系施設	適切に維持管理し、長寿命化を図ります。

(8) 産業系施設

施設分類	方針
産業系施設	引き続きその機能を維持するものですが、利用者が限定される施設等、公共性が低いと判断されるものは、地元運営団体へ譲渡を進めていきます。

(9) 子育て支援施設

施設分類	方針
幼児・児童施設	適切に維持管理し、長寿命化を図ります。
幼保・こども園	本年度「公立保育所のあり方検討委員会」において必要な規模等を検討していきます。

(10) 市民文化系施設

施設分類	方針
集会施設	適切に維持管理し、長寿命化を図りますが、耐震性の無いものや長寿命化の費用対効果が薄いと思われるものは、今後の人口推移を考慮しながら、必要な機能、規模、他の施設への機能移転について検討します。
文化施設	本年度耐震改修工事に着手し、耐震性を確保した上で、適切に維持管理し、長寿命化を図ります。

(11) 社会体育系施設

施設分類	方針
図書館	適切に維持管理し、長寿命化を図ります。
博物館等	適切に維持管理し、長寿命化を図ります。

(12) 保健・福祉系施設

施設分類	方針
高齢者福祉施設	将来的には、指定管理者に譲渡するよう検討していきます。
児童福祉施設	適切に維持管理し、長寿命化を図ります。
障害者福祉施設	将来的には、指定管理者に譲渡するよう検討していきます。
保健施設	余剰スペースに、他の施設の機能移転を行う等、有効活用を図るとともに、適切に維持管理し、長寿命化を図ります。
その他社会保険施設	適切に維持管理し、長寿命化を図ります。

(13) その他

施設分類	方針
その他	利用実態が無い施設については、除却を進めていきます。現在貸付を行っている施設については、貸与している法人等に譲渡を進めていきます。その他の施設については適切に維持管理し長寿命化を図っていきます。

2. インフラ資産

道路及び橋りょう等のインフラ資産は、国土保全として国道等との整合性を図り、一体的に計画する必要があります。橋りょうについては当分の間、「北広島町橋梁長寿命化修繕計画」を個別施設計画として、対象資産はこの計画に基づき安全の確保を前提とした効率的・計画的な予防保全を行い、長寿命化を図っていきます。また、国の政策として、補助対象の拡充が図られることも想定できますので、国土交通省などの情報を注視していきます。

上下水道は受益者負担を原則とするインフラ資産です。公営企業として将来にわたり事業経営を維持するため、アセットマネジメントに取り組み、中長期的な視点に立った計画的、効率的な施設の整備、更新や予防保全により経費の縮減及び平準化を進めていくとともに、受益者負担の適正化についても検討を行います。また、世代間負担の公平性確保の観点からも、公営企業会計の適用範囲の拡大などにより、現状把握に努めるとともに合理化を図っていきます。

第5 計画の推進に向けて

1. 取組について

(1) 保全情報システムの構築

情報共有と施設の品質を評価するため、所管課が個別に管理していた施設の基本情報、劣化度など施設の品質状況などについて、一元的に管理する保全情報システムを構築します。合わせて利用状況やコストなどから分析を行い、ライフサイクルコストのシュミレーションを行うなど、施設の適正化や維持保全策の検討に活用していきます。

(2) 北広島町ファシリティマネジメント（FM）連絡会議の設置

まちづくりの視点から、本町の公共施設の再配置を検討する、全庁横断的な組織である北広島町ファシリティマネジメント（FM）連絡会議を設置し、品質の評価、機能の評価、立地の評価を行います。また、分析・評価結果を、本計画の見直しなどに活用していきます。

(3) 公共施設等個別施設計画の策定

本計画に基づく基本的な方針により、今後、公共施設の分類ごと、インフラ資産ごとに多機能化や統廃合などによる集約化、今ある施設へ機能移転を行うなどの検討を行い、更新や保全に関する計画を明確にした公共施設等の個別施設計画を策定します。

(4) 公共施設維持保全計画の策定

本計画に基づく基本的な方針により、今後、公共施設の分類ごとに中長期的な適正化計画及び長寿命化やライフサイクルコストの縮減を行い、予防保全の対象施設については、公共施設維持保全計画の策定に取り組みます。

(5) 公共施設等マネジメントの職員研修

本計画を全庁的に実施していくためには、職員一人ひとりが現状や課題、本計画の主旨を正しく理解することや、公共施設を経営資産として認識し、計画的な予防保全へ意識を高めていくことが必要です。そのために、公共施設のあり方やコスト意識の向上を目的とする研修を行っていきます。

また、公共施設の定期点検方法や保全情報システムの操作方法についても説明会を開催します。

(6) フォローアップの実施方針

今後の人口動態や、施設の劣化状況を分析・評価し、まちづくりの視点で、本計画の進捗管理、評価を行うとともに見直しを検討していきます。

なお、本計画の見直しを行った場合は、ホームページで公表します。

また、住民説明が必要な場合は、必要に応じて対応します。

2. 計画の進め方について

各施設の所管課は、本計画の実施に向け検討し、地区住民、関係団体との調整、条例整備、予算要求など必要な事務処理を行います。

財政課は、本計画の総括的な進行管理を行い、必要に応じて各施設の所管課に進捗状況等の報告を求めます。

＜参考資料＞用語解説

【アルファベット】

○ESCO 事業

省エネルギー改修にかかるすべての経費を光熱水費等の削減分で賄う事業。

○PFI

Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法をいう。

○PPP

Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広くとらえた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

【あ】

○アセットマネジメント

資産管理のことで、公共施設である建築物、道路・橋りょう、上下水道等を資産としてとらえ、その状態を将来にわたり把握、評価し、最も費用対効果の高い維持管理、処分を行うこと。

【い】

○維持管理

施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修などをいう。

○インフラ資産

道路、トンネル、橋りょう等の土木構造物、上下水道施設

【か】

○改修

公共施設等を直す（劣化した建築物、部位、部材などの機能・性能を原状若しくはそれ以上に改善する）こと。

【こ】

○公共施設

いわゆるハコモノ施設を指し、学校や庁舎等の町が所有する建物。

○公共施設マネジメント

公共施設等を重要な経営資源として、住民の要望や人口動態等を踏まえた施設の運営状況、利用状況、老化度等を調査・分析し、最適な施設の保有量、維持管理の適切化、有効活用の実践等を実施し効率的な管理運営を推進していくこと。

○公共施設等

前述の公共施設にインフラ資産を含めた総称。

○更新

老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。

【し】

○修繕

公共施設等を直す（機能・性能を原状まで回復させる）こと。

○新耐震基準

建築基準法施行令の改正によって新しい耐震基準（いわゆる新耐震基準）が施行されたのは、1981年（昭和56年）6月1日のことで、この日以降に建築確認を受けた建物に対して新耐震基準が適用されています。

【ふ】

○ファシリティマネジメント（FM）

経営的かつ全庁的な視点から財政健全化、施設性能向上、コスト及び数量の適正化、公共サービスレベルの向上などのために行う全ての活動

【ほ】

○保全

施設を補修（機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させること）、修繕（機能・性能を原状まで回復させること）、改修（劣化した建築物、部位、部材などの機能・性能を原状若しくはそれ以上に改善すること）すること。

【ゆ】

○ユニバーサルデザイン

「だれもが」「ふつうに」使いやすいデザイン。

【ら】

○ライフサイクルコスト

施設等の建設・建築費だけでなく、維持管理費、運営、修繕、処分までの事業全体にわたり必要な総費用。

＜参考資料＞平成 25 年度末現在公共施設等一覧（推計時点）

●公共施設

施設分類	施設数	床面積 (㎡)	主な施設等
スポーツ施設	34	21,245	芸北・大朝・千代田・豊平運動公園施設、川西農村公園、奥原グランドゴルフ場など
レクリエーション施設・観光施設	19	3,204	ふれあいの森関連施設、ふれあい広場ステージ・屋外テント、芸北交流促進センター・郷の館など
保養施設	15	8,408	芸北オークガーデン交流ターミナル、アザレア千代田、グリーヒル大朝、どんぐり荘など
医療施設	2	3,495	豊平病院・八幡診療所（雄鹿原診療所はホリスティックセンターと共に保健施設として整理）
学校	78	50,576	芸北・大朝・千代田・豊平中学校校舎及び関連施設、小学校校舎関連施設など
その他教育施設	24	4,402	教員住宅、給食施設、芸北中学校寄宿舎など
供給処理施設	5	2,652	緑清苑、大朝堆肥センターなど
公営住宅	49	15,002	芸北（細見団地他）、大朝（犬追原団地他）、千代田（壬生住宅他）、豊平（琴谷団地他）
公園	22	1,569	川東農村公園、小倉山公園、天狗の里公園、発電所親水公園等施設（便所・倉庫・東屋）など
庁舎等	13	13,206	本庁舎、芸北・大朝・豊平各支所庁舎及び関連施設、きたひろネットセンター局舎及び関連施設
消防施設	52	3,212	消防本部、各出張所及び関連施設、各消防団屯所及び格納庫など
その他行政施設	5	1,209	舞ロード I C 千代田管理棟、本庁舎倉庫・倉庫棟など
産業系施設	23	4,903	共同農機具格納庫、創作活動センター、共同作業場、堆肥処理施設など
幼児・児童施設	3	607	千代田子育て支援センター、千代田児童館
幼保・こども園	8	1,882	新庄保育所、南方保育所、川戸保育所、本地保育所、つくし保育所、保育所倉庫

施設分類	施設数	床面積 (㎡)	主な施設等
集会施設	59	20,330	清流の家、下石生活改善センター、八重西総合センター、筏津コミュニティーセンター、各公民館など
文化施設	1	1,132	開発センター
図書館	2	1,313	北広島町図書館、車庫
博物館等	27	5,162	芸北民俗博物館、芸北高原の自然館、伝承館、歴史民俗資料館、吉川元春館跡歴史公園施設など
高齢者福祉施設	8	3,824	仁愛園、高齢者生活福祉センター仙水園、小規模老人ホーム清楽荘など
児童福祉施設	1	598	旧八重東幼稚園
障害者福祉施設	1	398	芸北小規模授産施設さあくる
保健施設	4	3,960	ホリスティックセンター（芸北）、大朝保健センター、豊平保健センターなど
その他社会保険施設	2	821	大朝福祉センター、車庫
その他	99	37,901	町有千代田住宅他町有住宅、若者定住促進住宅（雄鹿原）、とよひら田園住宅、火葬場施設など

●インフラ資産

町道	実延長	838,454m	道路面積 (道路部)	4,551,315㎡
橋りょう	実延長	8,230m	橋りょう 面積	44,192㎡
	延長15m未満	527本	延長15m以上	154本
上水道（簡易水道含む）			総延長	312,137m
下水道（農業集落排水施設含む）			総延長	255,541m